（注10）税効果会計に関する注記

次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因を記載する。

①　繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）

②　繰延税金負債

（注11）リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引の借主である預託等取引業者が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行つていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下同じ。）に関する事項を記載する。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合には、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることを妨げない。

①　当事業年度の末日における取得原価相当額

②　当事業年度の末日における減価償却累計額相当額

③　当事業年度の末日における未経過リース料相当額

④　①から③までに掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項

（注12）金融商品に関する注記

次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。

①　金融商品の状況に関する事項

②　金融商品の時価等に関する事項

（注13）賃貸等不動産に関する注記

次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

（注14）関連当事者との取引に関する注記

預託等取引業者と関連当事者（会社計算規則第112条第４項に定める者をいう。この様式において、以下同じ。）との間に取引（当該預託等取引業者と第三者との間の取引で当該預託等取引業者と当該関連当事者との間の利益が相反するものを含む。）がある場合における次に掲げる事項であつて、重要なものを記載する。ただし、会計監査人設置会社以外は、④から⑥まで及び⑧に掲げる事項を省略することができる。

①　当該関連当事者が会社等であるときは、次に掲げる事項

イ　その名称

ロ　当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める預託等取引業者が有する議決権の数の割合

ハ　当該預託等取引業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合

②　当該関連当事者が個人であるときは、次に掲げる事項

イ　その氏名

ロ　当該預託等取引業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合

③　当該預託等取引業者と当該関連当事者との関係

④　取引の内容

⑤　取引の種類別の取引金額

⑥　取引条件及び取引条件の決定方針

⑦　取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当事業年度の末日における残高

⑧　取引条件の変更があつたときは、その旨、変更の内容及び当変更が計算書類に与えている影響の内容

関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、上記に定める注記を要しない。

①　一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

②　取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付

③　①及び②に掲げる取引のほか、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引

関連当事者との取引に関する注記は、関連当事者ごとに表示しなければならない。

（注15）一株当たり情報に関する注記

次に掲げる事項を記載する。

①　一株当たりの純資産額

②　一株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額

③　預託等取引業者が当事業年度又は当事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して①及び②に掲げる額を算定したときは、その旨

（注16）重要な後発事象に関する注記

当該預託等取引業者の当事業年度の末日後、当該預託等取引業者の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象を記載する。

（注17）その他の注記

注１から注16までに掲げるもののほか、「様式第２　貸借対照表」、「様式第３　損益計算書」及び「様式第４　株主資本等変動計算書」により預託等取引業者の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

個別注記表　⑵　（特定商品及び施設利用権に関する注記事項）

①　特定商品及び施設利用権の評価基準及び評価方法（重要な会計方針に係る事項）

特定商品及び施設利用権		評価基準及び評価方法
種　　類	細　目	
（令第１条第　項第　号）		
（令第１条第　項第　号）		

②　特定商品及び施設利用権の状況

特定商品及び施設利用権		特性に応じたリスク、運用方針及び管理体制等
種　　類	細　目	
（令第１条第　項第　号）		
（令第１条第　項第　号）		